

議案第54号

朝来市消防団員の定員、任免、服務及び給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

朝来市消防団員の定員、任免、服務及び給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年9月2日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）により地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正され、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項が削除されたことに伴い、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市消防団員の定員、任免、服務及び給与等に関する条例の一部を改正する条例

朝来市消防団員の定員、任免、服務及び給与等に関する条例（平成17年朝来市条例第235号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

## 議案第54号資料

### 朝来市消防団員の定員、任免、服務及び給与等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(3) <u>第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(4) <u>6箇月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</u> (分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、前条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(2) <u>第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</u></p> <p>(3) <u>6箇月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者</u> (分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、前条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。</p>